

平成 28 年度沖永賞選考経過および授賞理由

・平成 28 年度の沖永賞の選考経過と授賞理由について、ご説明したいと思います。

■選考経過

まず、選考経過についてですが――、

(1) 昨年(2017)の 9 月、80 名ほどの労働関係の学者・研究者の方々、および当センターの「沖永賞選考作業部会」の先生方にもお願いし、

本年度の沖永賞の候補となる図書と論文を推薦していただきました。

(2) 推薦の対象といたしましたのは――、

「労働関係図書・論文等の表彰の実施要項」に基づきまして、平成 26 年(2014) 10 月から平成 28 年(2016) 9 月までの 2 年間に出版された図書および論文です。

(3) 推薦していただいた図書および論文を、はじめに「沖永賞選考作業部会」で事前審査していただき、

(4) そのうえで、本年 1 月 23 日、沖永賞審査委員会を開催し、慎重かつ厳正な審査を行いました。

(5) その結果、以下の図書 1 点、および論文 1 点を平成 28 年度の沖永賞の授賞作とすることに決定いたしました。

■授賞図書と授賞論文

(1) まず、授賞図書は――、

大木正俊『イタリアにおける均等待遇原則の生成と展開――均等待遇原則と私的自治の相克をめぐって』(日本評論社、2016 年 2 月刊)

(2) また、授賞論文は――、

石井保雄「わが国労働法学の生誕――戦前・戦時期の末弘巖太郎」、および「戦前・戦中期における後藤清の社会法学――時代の伴奏者の記録」『獨協法学』第 96 号(2015 年 4 月、21-145 頁)、第 99 号(2016 年 4 月、25-175 頁)に掲載された論文です。

■授賞理由

つぎに、授賞理由について申し上げたい、と思います。

(1) まず、大木さんの作品ですが、

・この本は――、

戦後イタリア労働法における均等待遇原則をめぐる議論の生成と展開を、均等待遇原則と労使の私的自治との相克という観点から克明に跡づけ、両者の関係を明らかにした力作である、ということが出来ます。

・各章の中身ですが――、

第1章は、イタリアの労働条件決定が、労使の個別的自治と集団的自治によって行われていることを明らかにしています。

第2章では、均等待遇原則というものが、使用者による恣意的で一方的な行為を制限するための規範として受け止められてきた経緯を明らかにしています。

第3章では、人種・言語・性差に基づく差別禁止規定が、1970年の労働者憲章、1977年の男女平等取扱法に取り込まれていった状況を分析しています。

第4章では、1989年の憲法裁判所の判決を検討の俎上に乗せ、集団的自治が機能不全に陥ったため、それを補完する目的で、均等待遇原則に強行性が付与された、ということを描いています。

第5章では、1993年および96年の破産院連合部の判決を取り上げ、それらによって、改めて均等待遇原則に強行性を付与するという考え方が否定されたこと。

そしてそれ以降、イタリアの判例では、均等待遇原則に強行性を認めないという立場が現在まで継承され、いまでも学界の多数説となっていることを明らかにしています。

終章では、イタリアの均等待遇原則は、労使の私的自治が十分に機能しない場合、それを補完する規範としての役割を果たしていること。

また、均等待遇原則は、労働者間の平等取扱いそのものに力点を置いたものではなく、労働条件決定にかんする使用者の一方的で恣意的な行為から労働者を保護するためのものである、という結論を導き出しています。

最後に、日本への政策的示唆として――、
日本で均等待遇規則を導入するとしても、私的自治を十分尊重すべきこと。また、人権にもとづく差別禁止規制と均等待遇規制との違いを十分認識する必要があることなどに言及しています。

本審査委員会としては――、

イタリアの均等待遇原則にかかわる判例と学説を歴史的に掘り下げ、それが差別禁止規定とは異なる性格のものであること。

また、イタリアの均等待遇原則は基本的に労使による私的自治を補完するものとして機能していることを明らかにしたことは――、

ひとり日本の学界における均等待遇原則の議論に裨益するだけでなく、労働政策上の重要課題にも有益な示唆を与えるものであり、沖永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

つぎに、石井さんのふたつの論文ですが――、

それぞれに長大なふたつの論文は、末弘巖太郎、後藤清の法学的見解とその変遷を、3つの時期に分けて丹念に描き出し、戦前・戦中期の日本の労働法学がいかな

るものであったかを明らかにした、刮目すべき労作であるということが出来ます。

著者（石井）によれば、末弘は、黎明期における労働法の理論を開拓するとともに、労働立法にも積極的にかかわって大きな役割を果たしたのみならず、末弘のもとで研鑽を積んだ研究者たちによってわが国の労働法学が形成・発展していったという点でも、まさに日本の労働法学の創始者であるということが出来ます。

また後藤は、昭和初年、菊池勇夫と津曲蔵之丞とともに、日本の労働法学界の将来を担うホープと期待された人物であり、『労働協約理論史』（1935年）を皮切りに多数の業績を挙げ、わが国労働法学の歴史に大きな足跡を残しました。

まず、末弘巖太郎ですが、欧米への2年7ヶ月の留学から帰国してのち、政府の労働組合法案を批判的に検討した『労働法研究』（1926年）を刊行。

それ以降は、その時々々の労働問題を取り上げて多くの論考を発表し、やがて労働法学から民法学、法社会学へとその関心を拡大させていったその経緯を、つぶさに明らかにしています。

また、後藤については、労働協約論の研究から出発した後藤が、次第に「右傾化」し、戦争末期には戦争遂行のための法解釈や立法論に大きく傾斜していったその姿を、揺るぎない筆致で描きあげています。

本審査委員会としては、これらふたつの論文は、末弘・後藤の労働法学の歴史的軌跡を、徹底した文献渉猟にもとづいて、その深部に立ち入って明らかにした貴重な業績であり、最近の労働法研究では、ほとんど他に例をみない独自性をもっていること。

それだけに、若手研究者にも——大きな時代の変化と労働法研究のあり方について省察するという意味からも——、味読してほしい貴重な研究である点を高く評価し、沖永賞にふさわしい作品であると判断いたしました。

ちなみに、著者（石井）には、末弘、後藤のほか、吾妻光俊、有泉亨、浅井清信、津曲蔵之丞、菊池勇夫、孫田秀春についての詳細な研究があります。

そのなかで、今回、末弘巖太郎、後藤清にかんする考察のみを審査対象といたしましたのは、ふたつの論文のみが平成28年度の審査対象期間に入っているためであることを申し添えておきたいと思えます。

選考経過と授賞理由は、以上の通りでございます。

沖永賞審査委員会・委員長 稲上 毅